

議第6号

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成30年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 松川 禮子

(提案理由)

岐阜県立森林文化アカデミーの職員について、技術職員の位置づけを明確化し、他の規則との整合性を図るため、所要の規定整理を行う。

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する 規則の概要

1 改正の前提

現在、岐阜県立森林文化アカデミーにおいては、岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、「その他必要な職員」という位置づけで、技術職員を置いており、管理運営規則上、技術職員の位置づけ及びその職務が不明確な状況となっている。

今回、管理運営規則に技術職員の位置づけを明確化し、職員の規定が定められている岐阜県行政組織規則との整合性を図るため、一部を改正するもの。

2 施行日

平成30年4月1日施行

3 改正の内容

- ・職員に「技術職員」を追加する。（第二条第一項）
- ・岐阜県行政組織規則に同様の規定があるため、第三条自体を削除する。

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則（平成十二年岐阜県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（職員）

第二条 アカデミーに、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十九条第二項の校長及び教員のほか、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（新）

第一条 略

（職員）

第二条 アカデミーに、学校教育法第二百二十九条（昭和二十二年法律第二十六号）第一項の校長及び教員のほか、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

（旧）

第一条 略

（職員）

第二条 アカデミーに、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 アカデミーには、前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

（職務）

第三条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 副学長は、学長を補佐する。

3 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

5 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

6 事務職員は、事務に従事する。

第四条及び第五条 略

附則 略

第三条及び第四条 略

附則 略